

# 篠山市立城東小学校におけるインターネット利用上の 個人情報の保護に関する要項

## 第1条（目的）

本規程は、児童の情報活用能力を育成し篠山市立城東小学校（以下城東小学校という）の教育活動の振興を図るため、インターネットの利用に関し、個人情報を保護する観点から、必要事項を定めることを目的とする。

## 第2条（インターネット利用の基本）

城東小学校においてインターネットを利用するにあたっては、「篠山市情報公開条例」、「篠山市立小中養護学校におけるインターネット利用に関する要綱」に基づき、次の事項に留意しなければならない。

- （1）児童の情報活用能力の育成を図り、開かれた学校の推進、国際理解教育の推進、総合的な学習の推進等、教育課題の推進に寄与するよう努めなければならない。
- （2）教育上有害な情報の取り扱いについては、指導の徹底を図り、有害な情報に接続できないよう工夫するなど特に留意する。
- （3）児童及び関係者の個人情報の保護に努める。
- （4）法令等を遵守するとともに法令等に記されている権利を行使する。
- （5）個人的な情報発信や営利目的の利用など、本校の教育目的からはずれた利用は禁止する。

## 第3条（インターネット推進の協議）

インターネットの活用の適正化と推進を図るため、職員会議において次の事項を協議する。

- （1）インターネットの取り扱いにかかわる基本的事項
- （2）情報の登録・更新・抹消の審議
- （3）その他、インターネットの推進に係わる基本的事項

## 第4条（個人情報の定義及び保護）

- （1）児童等の個人情報とは、児童等個人が特定できる情報（氏名、住所、電話

番号、写真、所属、出席番号等)をいう。

(2) インターネットで発信する児童の個人情報の範囲は、次の各項に定めるところによる。

①氏名

原則として指名は発信しない。

②意見・主張等

児童の意見、考え、主張については、教育上の効果が認められる場合において発信することができる。

③写真

児童の写真を使う場合は、できる限り集合写真とするなど、個人が特定されるようなことがないように配慮する。顔と名前が一致するような公開の仕方は禁止する。

④住所、電話番号、生年月日、趣味、特技、その他の個人情報

発信しないものとする。ただし、電子メール等で相手が特定される場合には、必要に応じて、年齢、趣味、特技等の自己紹介程度の個人情報を発信することができる。この場合においても、住所、電話番号、生年月日は、発信しないものとする。

(3) インターネットによる児童等の個人情報を発信する場合は、本人及び保護者の同意を前提とし、教師の指導のもとに発信するものとする。その際、インターネットによる発信の意義と危険性について周知を図るものとする。

## 第5条 (教師による指導の徹底)

(1) インターネットを利用する場合には、他人の中傷をしない、著作権・知的所有権に配慮するなど、インターネットにおける基本的モラルに留意するとともに、児童の情報モラルの涵養を図るものとする。

(2) 児童がホームページや電子メールで発信するデータや情報は、教師の確認を経て、外部に発信するシステムを構築するよう努める。

(3) インターネットの特性を考慮し、教育上有害な情報の取り扱い等の指導を徹底するとともに、ブラウザソフトのセキュリティー機能を利用して教育上有害な情報にアクセスできないよう努める。

## 第6条 (インターネットの主な利用形態)

インターネットの主な利用形態は、つぎに定めるものとする。

(1) 情報の発信

各教科や特別活動・総合的な学習の時間での学習事項のまとめ等を、学校のホームページで発信する。

(2) 情報の受信

学校のホームページに対する意見等を広く一般から受信する。

(3) 情報検索および収集

ホームページ・電子メールを使用して学習に関する情報を検索・収集したり、関連する質問を送り解答を得たりする。

(4) 教材作成

ホームページ・電子メールを使用して授業で活用できる画像データや文書データを収集・加工して、教材づくりに活用する。

(5) 国内および国際交流

ホームページ・電子メールを使用して、国内外の学校等と交流する。

第7条 (ホームページ上での要項の明記)

本要項を学校のホームページ上で必ず明記するものとする。

※ 本規定内の「篠山市」は2019年5月1日から「丹波篠山市」に読み替えるものとする。

附則 本規程は、平成22年12月13日から実施する。

改訂 平成31年4月1日